

第4回 八尾市地域公共交通会議 会議録

日時:令和2年9月17日(水)15:00～

場所:八尾市水道局 4階 大会議室

■次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 八尾市竹濑地域の地域公共交通運行計画（案）
3. 報告
 - (1) 今後のスケジュール
 - (2) 移動に関する実態調査の結果報告
4. 閉会

■会議録

1. 開会
事務局より
資料確認

会長：

皆様、お久しぶりです。初めての方もいらっしゃるかと思いますけれども、よろしく申し上げます。改めまして、大阪産業大学の波床でございます。この会議も第4回ということで、本年度は初回ですけれども、前回からだいぶ経っておりますが、だいぶ議論が進行した段階から、本年度の会議をするというかたちになっております。

今回、初めてお出になる方に対して説明させていただきますと、一連の議論は大体、済んでおりまして、本日は、実際に運行するにあたって、免許申請する条件を最終確認していただくというのが主な議論の内容になるかと思います。もちろん、わからないことがあったら、ご質問していただいて結構です。そういうかたちになろうかと思いますので、議論のほどよろしく願いいたします。

2. 議事

(1) 副会長の選任について

会長：まず1つ目は、副会長の選任についてということで、副会長を決めさせていただきたいと思います。私より指名させていただいて、よろしいでしょうか。

全委員：

「異議なし」の声あり。

会長：

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、副会長は金子委員にお願いしたいと思うのですが、皆様、よろしいでしょうか。

全委員：

「異議なし」の声あり。

会長：

どうもありがとうございます。では、委員、よろしく願いいたします。

副会長：

副会長にご指名いただき、ありがとうございます。八尾市都市整備部長の金子でございます。本日は、八尾市地域公共交通会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本市におきましては、鉄道12駅を有して、また、2事業者に路線バスを運行していただいております。また、タクシー事業者につきましては、鉄道駅での待機や無線配車の対応をいただいております、多様な交通機関があるまちと認識しております。

しかしながら、高齢化社会を迎え、高齢者が増加するに伴って、新たな移動手段の構築が必要になってきておりますが、併せて既存の公共交通機関の維持・存続を図ることも必要であると考えております。

本会議は、八尾市全域の公共交通の充実や交通不便地における新たな交通手段の確保の実現に取り組むにあたり、市民・有識者・交通事業者・関係者が一堂に会して、現状や課題等を共有しながら、共通認識の下に議論を行っていただき、持続可能な移動手段を計画し、実現していくことを目的として開催させていただいております。

本日は、先ほど会長からご説明がありましており、昨年度から先行して検討している竹淵地域の運行計画について、最終確認を行う場となっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(2) 八尾市竹瀬地域の地域公共交通運行計画（案）

<事務局より議事2について説明>

会長：

まず質問・疑問等がありましたら、どなたでも結構ですので、ご発言いただいて構いませんが、いかがでしょうか。いつもの議論ではこの間に私からいろいろと聞くのですけれども、大体、議論は終わっているのですが、私は特になのですが、いかがですか。

資料3のパワーポイントで、今回初めて出席された方に向け、概要が説明されたのですけれども、そこに関しては特に疑問点等はありませんか。会議が終わってから、あそこはどうだ、こうだと小さい声で言う人がよくあるのですけれども、先ほども言いましたように、免許申請する書類の案がもう出てきていますので、今日の会議が終わったあとで、あれやこれやと小さい声で言われても反映できません。この会議の上で発言していただくといいのですが、特にないのですか。特になければ、少しずつ確認していきます。

それでは、資料3の4ページ、「変更前」「変更後」というように、停留所位置と運行ルートが変更になっている話が出てきましたけれども、この辺はいかがですか。何かありますか。運行を受けられる事業者が実際に走って見たのを反映しての話だそうです。よろしいですか。特に疑問点はありませんか。

委員：

「変更前」「変更後」というのが、市の公共交通の係の人が停留所をここへ設けたということなので近隣を回ったときに、「ここにはちょっと置かないでくれ」とか、「こっちのほうがいいのではないか」とかいう声があつて、それによってコースが変更になったりしています。あと、「みなみ幼稚園」の所は子どもが出入りする関係でちょっと困るということでしたが、ずっとそのままにしてきたのですけれども、何か所か検討したものの、どこもダメだということで、最終的に「いずい医院」の前に決まったというような事情です。

会長：

補足の説明ですね。ありがとうございます。そういう背景の下に変更がなされていますけれども、特に疑問はありませんか。

では、次に行きましょうか。5、6ページが細かな状況の説明です。停留所がどこからどこに変わりましたという、どういう所に停留所があるという説明がされています。7ページもそうです。この辺は特にご意見はありませんか。先ほどの

話の続きです。

というようなルート変更等がありまして、実際に走らせてみたら、ダイヤがそのままだとちょっと具合が悪そうということで、8ページに書いてある案から9ページへと若干変更が出ました。これもいいですか。

委員：

近鉄バスです。私から言うべきことかどうかわかりませんが、発言します。先ほどのご説明でJR久宝寺駅での近鉄バスへの乗り換えで、前回の時刻表であれば、デマンドタクシーが着いて、弊社のバスが出るまでが最短で5分の間が空いていましたけれども、今回、見させていただいたら、3便までが11:37に着いて、11:40に出発と3分となっています。私はタクシーのこと等、全然不勉強で申し訳ないですけれども、一応、試走をされて遅れないという考えでの時刻変更かどうか、そこだけです。

会長：

乗り継ぎの話について質問がありますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局：

今、委員から疑問があったところなのですけれども、余裕を持って近鉄バスに乗り継ぐかたちにできるように、龍華交通も実際に走られて、特に中央環状線の所で、信号待ちになるということで、なるべく余裕を持ったダイヤにさせていただきました。乗り継ぎができるように考えております。

会長：

という、織り込み済みみたいなお話です。ほかはいかがでしょう。

委員：

大阪運輸支局です。先ほどの乗り継ぎの話なのですけれども、これは龍華交通の社内で、バスに乗り継ぎたい方がいらっしゃったら、近鉄バスに連絡がいくというシステムは可能ですか。

会長：

という質問が来ていますが、そんな話がありますか。

事務局：

そういうシステムは今のところ、できないと思っております。

委員：

わかりましたけれども、例えば、龍華交通のタクシーには無線が付いていますよね。それで近鉄バスに連絡がいくということは、何かむちゃぶりしているようで申し訳ないですが、できませんか。

委員：

無線の活用を否定しているわけではないのですけれども、それありきで言ったら、タクシーが遅れたら、バスの出発は待てというのは、ちょっと疑問符がつきます。そういう議論はまだここではしていなかったと思いますけれども、あくまでも近鉄バスの路線バスに乗り継ぐアクセスの1つという認識で今まで来ています。私が気になったのは、3分というのは短すぎるのではないかということです。今日の段階になって、この時刻はどうかというのは失礼かわかりませんが、5分であれば、デマンドタクシーが少々遅れても、弊社のバスには乗れるかと思えますが、3分というのは微妙な時間かなと考えています。時間的な問題もあると思えますけれども、先ほど試走されたにご返答いただいたので、いいかとは思っています。

事務局：

先ほどの時刻なのですから、今考えているダイヤは、基本的にはデマンド方式なので、要望があった停留所に停まるというかたちです。時刻設定は、全ルート回るようなかたちで計っておりますが、最大人数でも4人、多くても4停留所にしかならないと思えますので、時間はだいぶ余裕を持ったかたちで到着できると思っております。

会長：

デマンドタクシーは通常の大きなバスに比べると、乗り降りする回数が少ないので、路線バスでは乗り降りするときに時間がかかる傾向がありますから、そこら辺はリスクが小さいという趣旨ですね。

事務局：

はい、そうです。

会長：

無線で連絡して待ってくれというのは、できればデマンドタクシーだけではなく、全部の交通機関がそうなってほしいと思っているので、また国土交通省で旗振り

役をお願いします。待ってくれと言わないまでも、遅延情報がどこでも手に入るようになるとうれしいという一般論ですけれども、国の政策でよろしく申し上げます。それはともかく、ほかはいかがでしょうか。ルート変更、停留所変更、時刻変更について、特に質問等はありませんか。

資料3の10ページ以降は、予定されている停留所の位置等の状況説明です。ひとつとおり、地元と意見を交わされたあとで決められているということなので、地元は特にご意見はないと思うのですけれども、特にないのですか。特になければ、免許申請の資料4を最終確認するという段階になってくるのですけれども、本当によろしいですか。

それでは、最終確認に入ろうと思います。資料4をご覧ください。地域公共交通の運行計画の案で、ほぼそのまま国交省に免許申請の資料として出される予定のものです。1つ目から順番に確認していきます。今回は何となく議論して、何となく終わってはいけない会議なので、確認しないといけません。国交省に出すときには、「議論が結論に達した」という趣旨を添えて出さないといけません。

それでは、1つ目、「営業区域」です。デマンド型の区域運行方式で、資料「営業区域及び運送の区間」のとおりということで、3ページ目にくっついています。青の点線がルートで、丸印が停留所の予定地です。先ほどの変更が反映されたものになっているはずですが、これでよろしいでしょうか。

全委員：

「異議なし」の声あり。（事務局案（営業区域）を了承。）

会長：

よろしいですね。ありがとうございます。こういうルートで、デマンド型で区域運行するということで、この会議としては、合意です。

では、2つ目、「運送の区間」です。運送の区間は、竹湊コースで、1つ目の資料と同じです。こういう区間で運行するということで、いいですね。

全委員：

「異議なし」の声あり。（事務局案（運送の区間）を了承。）

会長：

では、合意でいいですね。

3つ目、「運賃（料金）の種類、額及び適用方法」に入ります。今日の説明ではほとんどありませんでしたけれども、前回までの会議で料金の話が出ておりました。再び、その確認です。「1乗車当たりの運賃は下記のとおりとする」ということ

で、大人と小児について分けられています。

1. 大人は中学生以上で、竹湊地域から近鉄八尾駅前までで 600 円、JR 久宝寺駅前までで 300 円、地域内の移動で 300 円という料金設定で、地元で合意をいただいているようで、この会議でも一旦、議論しておりますけれども、これでいいですね。

2. 小児（小学生以下）及び、身体障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方並びに、第1種障がい者手帳をお持ちの方の介護者（障がい者1人につき1人まで）ということで、この料金設定は大人の半額ということで、それぞれ 300 円、150 円、150 円という料金設定で、いいですね。

3. 小児（小学生以下）で身体障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方は、近鉄八尾駅前までが 150 円、JR 久宝寺駅前までがその半額の 75 円で1円単位を切り上げて 80 円、地域内が 80 円と料金設定で、いいですね。

4. 小学生以上の同伴者1人につき、小学生未満の幼児1人を無料とする。なお、幼児1人だけでご乗車の場合は、小児運賃が必要。また、1歳未満の乳児は無料とするという設定で、よろしいですね。

全委員：

「異議なし」の声あり。（事務局案（運賃（料金）の種類、額及び適用方法）を了承。）

会長：

では、4つ目、「適用するその他の条件」に行きます。運行開始日は、令和3年2月1日（予定）で、運行日は月曜日から金曜日の平日です。年末年始（12月29日から翌年の1月3日）及び祝日は除くという設定です。運行回数は1日5便で、資料4の4ページにダイヤが載っていますが、この5便を予定しています。使用車両は龍華交通が所有するタクシー車両（緑ナンバー、乗客定員4名）という普通のセダン型の車両です。それから、乗降の制限としては、JR 久宝寺駅前～近鉄八尾駅前間だけの移動はできないという条件がついています。こういう条件付きで申請するという事で、よろしいですか。

全委員：

「異議なし」の声あり。（事務局素案（適用するその他の条件）を了承。）

会長：

3ページの地図は先ほどご覧いただきましたし、4ページのダイヤも資料3でも説明がありましたけれども、こういうダイヤだということです。「※停留所の名

称は仮称です」という注意書きは削除した上で提出されるということです。最後の5ページにそれぞれの停留所の具体的な位置を示しているというかたちになります。以上すべて合意ということで、よろしいでしょうか。

委員：

八尾警察署です。1点だけ確認です。「1. 営業区域」「2. 運送区間」ということですが、図面でわかりました。例えば、近鉄バス路線、大阪シティバス路線であれば、当然、お客様がいなくても、その路線を通して回るというのが「路線」という意味合いと理解しています。それに対して、竹濑コースというのは、あくまで予約されている停留所に、その時間帯に行かれて、目的としている停留所に向かうと認識しておりますので、あくまでもこのコースは推奨コースというかたちでよろしいですね。つまり、それ以外のコースを通して、目的とする停留所に行くという認識なのですから、そういう意味合いですね。

会長：

3ページの青い点線のコースを外れることがあるかどうかという質問ですね。

事務局：

これは区域運行になっており、各停留所で予約があった所を回っておりますが、ショートカットをすることも可能と聞いておりますので、あくまでも青の点線のルートについては、基軸経路になっております。

委員：

理解いたしました。さらに確認なのですが、この図面に出ている区間内を走行するという理解でよろしいですか。この図面から外に出ることはないという意味合いでよろしいですか。

事務局：

はい、そのとおりでございます。

委員：

了解しました。この地図は全般的な区域を指していると理解いたします。

会長：

今のやり取りは、国土交通省も特に間違いありませんよね。一応、念のために確認します。

委員：

はい。

会長：

資料4について、今、議論はありましたけれども、内容の変更はなさそうです。ほかにご意見等はございませんか。これで確定してよろしいでしょうか。

委員：

運行計画の話とはズレるのですけれども、これで決まったら実証運行を1年間やって、それから本格運行ということなのですが、何か数値目標的なものであるとか、どうなったら本格運行に移行するのかという目安的なものがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

会長：

本格運行に向けての数値目標的なものがあるのかという質問です。

事務局：

きっちりとした数値は持っておりませんが、なるべくこれから地元に周知をしまして、乗合運行になりますので、乗合率は1乗車2人以上を目標にはしております。地域の方になるべく乗っていただける方法を考えておりまして、途中にはアンケート調査や意向調査をさせていただいて、停留所の位置や時刻等はまた検討いたします。

そんな中で、どれくらい乗らないと存続できないのかという議論もまた出てくるかと思っております。この場ではまだ数値的には言えないですけれども、そういうことも考えていくようなかたちになっております。

会長：

方法の具合によって、じりじりと数年かけて上がっていく例を、ほかのまちで見たことがありますので、行政の努力がだいぶ反映されてくるのではないかと思いますので、またよろしくお願いします。

資料4の件ですけれども、この資料で国土交通省に免許申請してもよろしいでしょうか。

全委員：

「異議なし」の声あり。(事務局案(八尾市竹淵地域の地域公共交通運行計画(案)))

を了承。)

会長：

よろしいですね。では、この会議としては、資料4は議論が整ったということで「了承した」というかたちにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。これで成案ということで決定しまして、この運行計画で道路運送法第4条に基づく許可申請を行っていただくこととします。

3. 報告

(1) 今後のスケジュール

<事務局より報告1について説明>

(2) 移動に関する実態調査の結果報告

<事務局より報告2について説明>

会長：

今のアンケート結果説明及びスケジュールに関しまして、質問等はありませんか。

委員：

スケジュールについて、先ほども似たようなお話があったのですが、実証実験が2月から行われて、6月から7月にアンケート調査がされるということでした。どういうアンケート調査がされるのか、それと、なぜこの時期なのか、ちょっと気になりました。何かあれば、軌道修正をされるという意味でされるのでしょうか。

事務局：

アンケート調査の時期ですけれども、実証運行を1年間というかたちでさせていただこうと思っております。その途中で変更等があれば、また地域公共交通会議にかけるというスケジュールになってこようかと思っておりますので、その前に状況把握をしたいと思っております。また、その中でもアンケート調査だけではなくて、地域のほうで再度、ワークショップ等も開催できたらと思っております。

委員：

実証運行のあとで本格運行されるので、その前なのではないかと思ったのです。実際に移行と言うか、途中で突然やっても、軌道修正は効かないと思います。最終の本格運行の移行にあたって、利用者が満足されているかどうか確認するための調査が要るのではないかと思ったりしたのですが、その辺はどうですか。

事務局：

その辺りについては、委員からご意見いただいておりますが、堺市等の他市でもいろいろと途中でアンケート調査をされているとも聞いておりますので、そういう所も参考にしながら、アンケート内容についてもそうですけれども確認して、今後、どういうことをどう変えていけばいいのか等を検討して行って、また次のときに挑みたいと思っています。

会長：

アンケート調査はなかなかお金もかかるので何回もできないのですけれども、区長等の地元のまとめ役の方とお話ししていると概要はつかめるようです。コミュニケーションを密にいただければと思いますので、よろしく願います。ほかはいかがでしょう。取りあえず、いいですか。

太い冊子のアンケート結果は、じっくり見ないとわからないかもしれません。急ぐようなものではないので、疑問点があれば、その都度、事務局に問い合わせただければ、答えていただけるのではないかと思いますので、またよろしく願います。よろしいですか。ほかに、まだ何かご発言はありますか。

事務局：

1点ご報告です。地方創生臨時交付金を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の対策を取っていただいている、バス事業者、そして、タクシー事業者に、バス1台あたり上限5万円、タクシー1台あたり上限2万円の補助をさせていただくことになりましたので、ご報告させていただきます。また、各事業者にはこちらからもご連絡をさせていただいております。以上です。

会長：

降ってわいたようなコロナ騒ぎのことで、各事業者はたいへんお困りだそうだという話は、八尾に限らずよく聞きます。地方創生臨時交付金については、私が聞く範囲では、サポート内容はあちこちから寄せ集めて、急遽つくったようなメニューになっているので、困っていることがあれば、要望をすれば、通るかどうかはわからないけれども、要望はしてみる価値はありそうだという話は別の所で聞いています。

会議でしゃべる内容がぼつぼつなくなってきたのですが、この際、ご発言はございませんか。地方創生臨時交付金の話が出たということは、国の制度ですので、国土交通省から何かコメント等がありますか。

委員：

国土交通省の制度というわけではないですけれども、この交付金があるということで、私どももいろんな自治体を回らせていただきました。バスにしてもタクシーにしても、地域の移動手段を守るということで、お客様がいないから運休にするわけにはいかないということで、便数を維持したり、台数を維持したりしてやってこられていますので、こういうかたちでご支援いただけるのは、非常にありがたいと思っております。

会長：

ほかにご発言がないようでしたら、これで本日の会議を終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですか。では、ないようですので、これをもちまして、第4回八尾市地域公共交通会議を閉会とさせていただきます。

4. 閉会

以上